

委員長報告

[目 次]

常任委員会

企 画 財 政	22
総 務 県 民 生 活	23
環 境 農 林	23
福 祉 保 健 医 療	24
産 業 労 働 企 業	24
県 土 都 市 整 備	25
文 教	25
警察危機管理防災	26

特別委員会

自然再生・循環社会対策	26
地方創生・行財政改革	27
公 社 事 業 対 策	27
少子・高齢福祉社会対策	28
経 済 ・ 雇 用 対 策	29
危機管理・大規模災害対策	29
人材育成・文化・スポーツ振興	30
八潮市道路陥没事故調査等	30

企 画 財 政 委員長報告

委員長 千 葉 達 也



企画財政委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第86号議案について、「高等学校等修学支援事業費補助金は臨時的措置とのことだが、次年度以降は財源がどうなっていくのか」との質疑に対し、「今回、これまで所得制限により就学支援金を受給していなかった世帯を対象に、臨時支援金を支給する事業として新たに措置をされたものである。令和8年度以降は既存の補助金の一つになっていくものと考えているが、現在、国で制度を検討中であるため、引き続き状況を注視していく」との答弁がありました。

次に、第101号議案について、「L P ガスの支援に関して、レシートに値引き額が書かれているが、かなり細かく、実際に補助があったことが県民には伝わりづらいのではないかと。また、どのような施策効果があったと認識しているのか」との質疑に対し、「レシートの印字は、事業者に対応していただくことになるが、各所管課や協会などを通じて施策を講じていることをPRし、県民に料金が引き下げられている効果を実感していただけるよう対応していく。また、施策効果としては、実際に一般消費者の支払料金が明確に下がっており、料金負担の軽減に直接的な効果があると考えている」との答弁がありました。

このほか、第89号議案についても活発な論議がなされ、第88号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

総務県民生活 委員長報告

委員長 阿左美 健 司



総務県民生活委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第90号議案について、「条例改正後、部分休業の取得のニーズが高まると思うが、どのように想定しているのか」との質疑に対し、「1年につき10日相当の範囲内での取得が選択できるようになり、職員にアンケートを行ったところ、約7割が利用する可能性があると回答した。配偶者の入院などの突発事項に対して使用できるというニーズがあると考えている」との答弁がありました。

次に、第101号議案について、「私立学校運営費補助に関して、1校当たりの補助額に対し、学校側の事務手続の負担を考えると意味がないものにならないか危惧しており、適切かつ簡素な手続にする必要があると思うが、どのように考えているのか。また、申請者に対して手続を簡素にすることが、県職員の負担を減らすことにもつながると思うが、どのように工夫するのか」との質疑に対し、「学校の事務が必要以上に負担にならないように、例年支払っている運営費補助金に上乗せして支給することで、学校からの個別申請は不要という形で対応する。また、県では、昨年度もこのような物価高騰対策の補助を実施していることから、少しでも効率的になるよう、計算を簡素にし、迅速な支給ができるように進めていく」との答弁がありました。

このほか、第86号議案、第91号議案及び第99号議案についても、活発な論議がなされました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、県民生活部から「指定管理者に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について」、「令和7年度における指定管理者の選定について」及び「スポーツ科学拠点施設整備運営事業について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

環境農林 委員長報告

委員長 杉 田 茂 実



環境農林委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、第86号議案の1件であります。

以下、この議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、「埼玉県農業支援サービス緊急対策事業について、事業主体の農業支援サービス事業体とは具体的にどのようなものか。また、県内にどのくらい事業体があるのか」との質疑に対し、「農業者から対価を得て農作業を代行する作業受託や、レンタルなどの手段により農業機械を提供するといった農業支援サービス事業を実施しているもののほか、本事業を活用してサービス事業を実施しようとするものである。また、農業支援サービス事業体の数は把握していないが、2020年の農林業センサスの中で、農作業を受託した耕種部門の経営体数は、県内に1,143ある」との答弁がありました。

また、「今回の緊急対策では約1,200万円を補助する予定であるが、どのような規模で、どのような効果があるの見込んでいるのか」との質疑に対し、「スマート農業機械等導入支援では、4件のサービス事業体合計で47.75ヘクタール、農業支援サービス事業育成対策では、3件のサービス事業体合計で45.85ヘクタールのサービス提供面積の拡大を目標設定している。各地域で農業支援サービス事業体が育成されれば、高齢化などで生産者の減少が進む中でも、農作物の収量や品質、作付面積など、生産水準の維持につながる」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、農林部及び環境部から、それぞれ「指定管理者に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について」並びに「令和7年度における指定管理者の選定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

福祉保健医療 委員長報告

委員長 関 根 信 明



福祉保健医療委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案3件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、福祉部関係では、第101号議案について、「物価高騰で施設の方が疲弊しており、早く申請受付を開始すべきと考えるが、高齢者施設について、補助金の周知や申請スケジュール、申請手続の負担軽減についてどう考えているのか」との質疑に対し、「各事業者団体や県ホームページ『さいたま介護ねっと』を通じた周知等を予定している。スケジュールについては、予算成立後、速やかに申請受付の準備を始め、補助金の交付時期は10月以降になると想定している。また、申請手続の負担軽減のため、前回同様に電子申請フォームを用意し、さらに、二度目の申請を行う事業所については、一部の添付書類を不要とする」との答弁がありました。

次に、保健医療部関係では、第86号議案について、「病床数適正化支援事業に関して、病床削減100床とあるが、どう配分するのか。また、地域医療構想との整合性を考慮しているのか」との質疑に対し、「国からの内示に付された条件に該当する医療機関は、8病院58床である。残りの42床は、国からの追加内示を踏まえながら配分を考えていく。地域医療構想との整合性について、今回該当する58床は、30床が急性期病床、28床が精神病床であり、県全体として過剰とされている病床機能であるので、地域医療構想を考慮したものになっている。一方で、今後の追加内示については、地域医療構想との整合性を各地域で検討する必要があるので、地域医療構想調整会議で意見を伺いながら進めていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました知事提出議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第22号議案「埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」の審査について申し上げます。

まず、提案代表者から提案説明がなされ、その後質疑を行いました。

その中で、「現状、条例の対象となる県内の入居定員2人以上4人以下の施設は、どの程度存在するのか。その上で、今回条例を改正する必要があるのか」との質疑に対し、「現状、条例の対象となる施設はない。しかし、

社会福祉法の規定を逃れるために、入居定員をあえて5人に満たない施設にする事業者が現れる可能性に備えて、未然に防ぐためにも、本条例の改正が必要である」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、議第22号議案について採決いたしましたところ、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、当面する行政課題として、福祉部及び保健医療部からそれぞれ、「指定管理者に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について」、福祉部から「令和7年度における指定管理者の選定について」、予算特別委員会の附帯決議に関連して、保健医療部から「順天堂大学附属病院整備の撤退に伴う対応について」の報告があり種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

産業労働企業 委員長報告

委員長 松 井 弘



産業労働企業委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、産業労働部関係では、第101号議案について、「特別高圧電力を使用している中小企業等に対する補助額は約2億2,800万円であるが、支援の対象となる中小企業等はどの程度の数を想定しているのか。また、過去の支援実績から、その支援対象者数が適切であると考えているのか」との質疑に対し、「支援対象数について、工場は16者、工業団地は2か所、オフィスのテナントは15者、商業施設内のテナントは850者を想定している。令和5年度の実績を基に対象者数を想定しており、また、電気使用量の上振れに備えて積算しているため、適切に措置している」との答弁がありました。

次に、企業局関係では、第92号議案について、「職員の部分休業の取得方法拡大は、職員にとってどのような効果が期待されるのか。また、民間、特に中小企業の働き方に生かすためにも、部分休業にどのような可能性を期待するのか」との質疑に対し、「部分休業の取得方法が拡大されることで、より柔軟な働き方や仕事と育児の両立が可能となり、高いモチベーションを維持しながら働き続けることが期待される。また、中小企業では、ワーク・ライフ・バランスが改善し、従業員の満足度や定着率が向上することに加えて、企業イメージも向上し、優秀な人材の獲得や取引先等からの信頼の獲得につながる

ことが期待される」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、産業労働部から「指定管理者に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について」、「令和7年度における指定管理者の選定について」及び「カスタマーハラスメント防止条例（仮称）骨子案について」、企業局から「強靱な県営水道の構築」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

県土都市整備 委員長報告

委員長 柿 沼 貴 志



県土都市整備委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、下水道局関係では、第87号議案について、「本年2月定例会で90億円の補正を行ったが、今回更に金額が増加する事情は何か」との質疑に対し、「八潮市道路陥没事故の復旧においては、復旧工法検討委員会の意見も踏まえ検討を進めてきたが、当初予定していなかった地盤改良や臭気、騒音を軽減する工事を実施する必要がある、現在の予算額では不足が見込まれた。また、工事に伴う補償対応や既定予算で対応した工事の不足額についても計上している」との答弁がありました。

次に、第93号議案について、「本年4月に10名の職員を増員して、今回更に定数を増やす経緯と理由は何か」との質疑に対し、「10名を増員し、下水道管の復旧工事、再発防止対策を推進するための体制強化を図ってきた。今後は、近隣住民や周辺事業者への補償対応を更に進めるため、職員の増員が必要である」との答弁がありました。

このほか、第86号議案及び第94号議案については、執行部からの詳細な説明をもって、了承した次第であります。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案4件について採決いたしましたところ、第86号議案については多数をもって、第87号議案、第93号議案及び第94号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「河川整備計画の変更について」質問が行われました。

その中で、「近年、河川整備計画を変更した笹目川と

新方川について、新たな大規模河川施設の事業完了時期はいつになるのか」との質問に対し、「笹目川は、（仮称）戸田公園樋門と笹目川排水機場のポンプが二つの大規模河川施設であり、事業期間の令和13年までの完成を目指して取り組んでいる。新方川は、新しい調節池のための用地取得が必要であり、完成時期は現時点で明確にすることはできない。ただし、両施設とも、大規模浸水被害を受け事業化されたものであるため、スピード感をもって整備を進めていく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、都市整備部から「指定管理者等に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について」並びに「令和7年度における指定管理者の選定について」、下水道局から「包括的民間委託に係る令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画の概要について」、県土整備部から「埼玉県の道づくり」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

文 教 委員長報告

委員長 高 橋 稔 裕



文教委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案5件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、第95号議案について、「げんきプラザで想定している林間学校の利用について、県内市町村設置施設の廃止が続く中、げんきプラザの利用価値も今後見込めないのか」との質疑に対し、「体験活動の重要性は非常にあるが、人口減少などにより、利用者の増加を見込むことは難しいと考えている」との答弁がありました。

また、「加須げんきプラザは令和元年度に大規模改修したばかりで廃止となるが、他のげんきプラザを含めて、今後、中学校部活動の地域移行で利用していくことなどは考えていくのか」との質疑に対し、「加須げんきプラザで実施した改修は、施設維持に必要なものであったと考えるが、毎年度の管理費や多額の改修費が見込まれることから、機能面及び適正規模の視点を重視して、再編整備を進めている。また、部活動の地域移行での利用など、今後の利活用については、地元などの話を聞きながら、検討を進めていく」との答弁がありました。

このほか、第86号議案、第96号議案、第97号議案及び第100号議案についても、活発な論議がなされました。

続いて、討論に入りましたところ、第95号議案に反対の立場から、「本施設の廃止が県民、こどもたちの活動

機会の減少に直結すること、本施設は日帰りでの利用ニーズがあることから反対する」との討論がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案5件について採決いたしましたところ、第95号議案については多数をもって、第86号議案、第96号議案、第97号議案及び第100号議案については総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、所管事務の調査として、「防災拠点校に整備した体育館空調の使用について」質問が行われました。

その中で、「体育館空調の運用通知では、平時の利用について、熱中症警戒アラート発表時の授業等での使用に限定しているが、学校現場の暑さ指数等を基に、柔軟に運用できないか」との質問に対し、「体育館での暑さ指数の測定結果が熱中症警戒アラートの基準に相当すれば、アラートが発表されていなくとも空調使用が可能であることを運用通知で示し、周知していく」との答弁がありました。

また、「防災拠点校を除くほかの学校について、今後どのような暑さ対策を実施していくのか」との質問に対し、「エアコンの整備については、今後、財源などの見通しを立てながら引き続き検討し、それまでの間は何らかの暑さ対策ができないか、しっかりと検討していく」との答弁がありました。

なお、当面する行政課題として、「指定管理者に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について」並びに「令和7年度における指定管理者の選定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

警察危機管理防災 委員長報告

委員長 小川直志



警察危機管理防災委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案2件であります。

以下、これらの議案に関して行われた主な論議について申し上げます。

まず、警察本部関係では、第98号議案について、「スカートの廃止に関して、他都道府県も同様に条例改正を行っているのか。また、女性職員の意見も反映させた結果なのか」との質疑に対し、「国家公安委員会の『警察官の服制に関する規則』からスカートが削除されたため、条例にスカートと明記されている都道府県は、本県同様に削除するものと認識している。また、本県では、令和4年3月にスカートの支給を停止しているが、当時のアンケートでは、スカートは必要ないという回答が97.5%で

あった」との答弁がありました。

次に、危機管理防災部関係では、第101号議案について、「液化石油ガス価格高騰対策支援事業費に関して、これまでの執行率の変化と、それを踏まえた上で県外事業者に対してどのように周知しているのか。また、執行率を高める工夫はどのようなものか」との質疑に対し、「執行率は、第1回目は88%、第2回目は89%であり、県外の事業者に対しては、ホームページやSNSで周知するとともに、他都県のLPガス協会などにも周知を依頼し、幅広く協力を呼び掛けていく。また、執行率を高めるために、3回目からは電子申請フォームで24時間受付をできるように変更した。今後、電子申請ができない事業者には、紙申請も案内しつつ、手紙や電話などで強く活用を呼び掛けていく」との答弁がありました。

以上のような審査経過を踏まえ、本委員会に付託されました議案2件について採決いたしましたところ、いずれも総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、当面する行政課題として、危機管理防災部から「指定管理者に係る令和6年度事業報告書及び令和7年度事業計画書について」並びに「令和7年度における指定管理者の選定について」の報告があり、種々活発な論議がなされましたことを申し添えまして、本委員会の報告を終わります。

自然再生・循環社会対策 特別委員長報告

委員長 内沼博史



自然再生・循環社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「自然環境の保全・再生、地球温暖化・省エネルギー対策、廃棄物の処理及び資源循環社会の形成に関する総合的対策」であります。今回は、「自然環境の保全・再生について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「浄化槽の法定検査受検率が全国平均の半分以下であるが、向上策にある浄化槽台帳の充実や維持管理データの連携とは、具体的にどのようなことか」との質問に対し、「令和3年度に浄化槽の維持管理データを浄化槽台帳と連携させるシステムを整備し、民間事業者から、法定検査、保守点検及び清掃情報を取り入れている。このデータを活用して、単独処理浄化槽使用者への転換の働き掛けや法定検査を受検してない方への通知の効果

的な実施など、浄化槽の適正管理を推進していく」との答弁がありました。

次に、「こども動物自然公園内につくられる予定であったシラコバトの飼育舎は、令和6年度から繰り越されたが、今年度は完成するのか。また、シラコバトは数が減っているにもかかわらず、11年間保護計画の再策定がされていないが、今年度中に策定されるのか」との質問に対し、「シラコバト飼育舎は、現在発注事務の手続を進めており、今年度中に完成する見込みである。また、シラコバト保護計画は、専門家検討委員会も精力的に開催する予定であり、これまで頂いた様々な意見を集約して、今年度中に保護計画を策定できるよう取り組んでいる」との答弁がありました。

次に、「野生動植物の保護・管理や河川環境の保全について、重要であると認識しているならば、即時対応すべきであり、市町村の担当者や現場の方と、県の思いを共有して取り組むべきではないか」との質問に対し、「野生生物の保護や水質の保全は、いずれも生命に関わる重大な案件である。まずは、現場や市町村関係者と心をつなげてスピード感を持って対応する」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

地方創生・行財政改革 特別委員長報告

委員長 吉 良 英 敏



地方創生・行財政改革特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「地方創生・SDGsの推進、魅力ある地域づくり、行財政・職員の働き方改革、県庁舎の建替え等及び情報技術の活用並びにDXの推進に関する総合的対策」であります。今回は、「地方分権改革について」及び「魅力ある地域づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「市町村への権限移譲について、市町村の意向をどの程度踏まえ、どのように反映させているのか。また、市町村が望まない権限移譲もあろうかと思うが、フォローアップなど細かな支援はできているのか」との質問に対し、「年度当初に行う市町村担当者向け説明会にお

いて、概要資料を提供し、受入事務の理解を深めてもらい、検討いただいている。夏には、全市町村を対象に個別に意見交換を行い、意見や要望を丁寧に把握し、課題を発見し対応している。また、市町村からの手挙げ方式により権限移譲を行っているため、市町村が望まない権限移譲は基本的にはないが、移譲後の状況に応じて、マニュアルの配布や県職員の派遣など様々な支援を行っている」との答弁がありました。

次に、「二地域居住について、国の財政支援が始まっているが、県の移住施策においてはどのような位置付けで取り組んでいくのか」との質問に対し、「移住施策の一環として、二地域居住に活用できるお試し住宅の整備などに対して、ふるさと創造資金による財政支援を行ってきた。二地域居住は、地域経済活性化などのメリットがある一方、行政サービスに対する税負担といった課題もあり、実施主体となる市町村の意向が重要となる。国の動向や市町村の意向を踏まえた上で、二地域居住に適した立地である本県の優位性を発信していくほか、市町村に対して『住むなら埼玉』官民連携協議会を通じた先進事例の紹介や、国の特別交付税等の活用を支援していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

公社事業対策 特別委員長報告

委員長 永 瀬 秀 樹



公社事業対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「公社事業の経営・見直しに関する総合的対策」であります。

初めに、今年度の年間テーマ及び審査対象公社について協議し、「公社における改革の取組について」をテーマとして、関連する公社を審査することに決定いたしました。

今回は、「県の公社指導について」並びに年間テーマに係る審査対象公社として、「株式会社さいたまアリーナ」、「公益財団法人埼玉県公園緑地協会」及び「埼玉県住宅供給公社」の審査を行ったところであります。

審査に当たりましては、執行部及び各公社から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、県の公社指導について、「埼玉県指定出資法人あり方検討委員会からの報告書をどのように取り扱って

少子・高齢福祉社会対策 特別委員長報告



副委員長 逢澤 圭一郎

少子・高齢福祉社会対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「少子・高齢社会、地域医療、障害者並びにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策」であります。今回は、「障害者への支援について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「高次脳機能障害という障害を知らず、診断もされない方が多いという状況を改善すべきであるが、保健医療部との連携をどのように考えているのか。また、高次脳機能障害の支援においては、医療と福祉、県、市町村の4者の連携が重要だが、どのように考えているのか」との質問に対し、「広く県民に対して理解促進を図ることが重要である。医療、福祉、教育関係者や県民を対象としたセミナーで高次脳機能障害について解説し、小冊子を配布するほか、電話相談や地域交流会を実施している。これらの事業について、保健医療部などを通じて医療機関への周知に努めている。また、4者の連携については、高次脳機能障害の支援拠点に設置した相談窓口の広報や周知啓発を図るほか、高次脳機能障害の診断、評価に係る医療機関・関係者向けの研修や、支援者を養成するための研修の実施を通じて、関係機関の把握、開拓を行い、連携をしていく」との答弁がありました。

次に、「おおぞら号の廃止について、利用者からもう一度検討してほしいとの強い要望があると思うが、廃止の見直しも含め、利用者が納得できる代替案を提示すべきと考えるがいかがか」との質問に対し、「ニーズが高いことは承知しており、まずは、意見交換の場を設けて、運行終了について丁寧に説明していく。利用者のニーズを聞きながら、今後何ができるか検討していく」との答弁がありました。

次に、「埼玉県工賃向上計画の工賃目標は平均値としているため、極端に工賃の低い事業所が放置される懸念もある。平均値を目標とすることの妥当性、中央値や最低値を考慮することなど、目標設定の在り方をどう考えているのか」との質問に対し、「工賃の向上を頑張っていきたい事業所と、仲間との関わりや安心した時間を過ごすことを大事にしたい事業所があり、また、利用者の意向や障害の状況により、作業できる時間が異なる中で、障害者の方が持っている能力が十分に発揮されているかどうか、発揮された能力に応じた適切な工賃が支払われ

いくのか。また、改革の実施方針の策定に向けてどのように進めていくのか」との質問に対し、「令和7年3月に報告書の提出を受け、企画財政部、各部局、法人が連携しながら、改革に向けた取組の内容やスケジュールの検討を進めている。法人ごとの改革の実施方針については、今年度中に策定する次期行財政改革プログラムに反映させることを検討している」との答弁がありました。

次に、株式会社さいたまアリーナについて、「アリーナビジネスは、DXが非常に進んでおり、入退場を顔認証で実施するなどの取組は差別化にはならないと感じている。DX化についてどのように考えているのか」との質問に対し、「現在、バリューアップ・ネーミングライツパートナーを募集しており、ファン体験、ホスピタリティ機能及びICT・AIを活用したサービスの向上、運営コストの効率化などDX化の提案も求めている。その中で、飲食のモバイルオーダーやコインロッカーの電子マネー対応などは、リニューアル後に実施できるように検討していく。また、プロモーター側からニーズが寄せられた場合は、速やかに対応していく」との答弁がありました。

次に、公益財団法人埼玉県公園緑地協会について、「令和7年7月から、しらこぼと公園、川越公園、加須はなさき公園のプール利用料金の値上げを行う告知があったが、値上げに至った背景はどのようなものか。また、利用料金に見合った県民サービスの向上、協会の収益改善をどのように実施していくのか」との質問に対し、「昨今の人件費、労務単価の高騰や施設の老朽化に伴う修繕費の増加などにより、プールは令和3年度から4年連続で大幅な赤字が続いている。多くの皆様に安心・安全に利用していただくためには、監視員や必要な修繕費の削減は難しく、値上げを決定した。また、値上げに見合う取組として、新たにナイトプールの試行的な開催や夏季プールの営業期間を延長するほか、有料広告事業をプール内で実施するなど収益の確保に努めていく」との答弁がありました。

次に、埼玉県住宅供給公社について、「県営住宅のDXに関する取組を今後どのように進めていくのか」との質問に対し、「令和5年度に開始した県営住宅のウェブ申込に加えて、退居15日前までに必要な退去申込の連絡や毎年度提出する全世帯の収入申告などの入居後の各種手続にもウェブの活用を検討していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

ているかが重要であり、ひとまとめに平均で捉えるのはどうかという議論もある。しかし、ほかに適切な指標の設定が難しいこと、低廉な工賃の事業所も多く県として何らかの目標を設定したいことから、平均工賃としている。今後、令和9年度からの第8期埼玉県障害者支援計画に向け、障害者団体や障害者施設としっかりと意見交換しながら、目標値について検討していく」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

経済・雇用対策 特別委員長報告

委員長 細 田 善 則



経済・雇用対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「中小企業の振興、先端産業の推進、企業誘致及び働き方改革の推進を含めた雇用に関する総合的対策」であります。今回は、「埼玉県経済の動向と経済・雇用対策について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「国では、総合評価落札方式による入札において、賃上げを実施する企業に対する加点措置が導入されているが、県では、導入を検討しているのか」との質問に対し、「県では、賃金確保の取組として、技能労働者の処遇改善のため、建設キャリアアップシステム活用モデル工事を実施しているが、県の総合評価方式では賃上げ自体を評価する項目はない。今後、関係団体や国へのヒアリング等を行い、制度を研究し、意見を十分踏まえた上で対応していく」との答弁がありました。

次に、「若者の就業支援について、A I しごと診断・マッチングシステムによる就業支援によって離職率は低下するのか」との質問に対し、「このシステムは、県内企業に特化しており、学生にA Iを活用した適職診断を行い、最適な業種に係る県内企業の説明会やインターンシップの案内をプッシュ通知し、効率的で効果的なマッチングを行う。自分の価値観に沿った就職を助けるシステムであるため、離職率は低下すると考えている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本

委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

危機管理・大規模災害対策 特別委員長報告

副委員長 権 守 幸 男



危機管理・大規模災害対策特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「大規模災害等に係る応急・防災対策及び災害支援に関する総合的対策」であります。今回は、「災害に強い県土づくりについて」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「河川整備について、本来河川の流量を確保することが重要であると考え、樹木や土砂の撤去をもっと進めるようなことはできないのか」との質問に対し、「令和2年度から6年度までの5年間に、繁茂した樹木の伐採を行い、河川に堆積した土砂の撤去の量は、合計約85万立方メートルである。この事業は、地方財政上有利な緊急浚渫推進事業債を活用し、集中的に実施している。今後は、令和7年度から11年度までの5年間で合計約57万立方メートルの堆積土砂を撤去する予定である。当該事業の効果は非常に早く発現することから、引き続き積極的に実施していく」との答弁がありました。

次に、「河川監視カメラについて、その設置基準と夜間の視認性が高いカメラへの更新状況はどうか」との質問に対し、「設置基準は、越水や溢水の被害のおそれがある場所など、水防上重要な箇所のほか、水位計の故障や誤情報の発信といった状況に備え、水位計が設置されている箇所に設置することとしている。また、令和5年度に全てのカメラが、夜間も監視できるものに更新している」との答弁がありました。

次に、「排水機場の耐水化について、着手率は13%であるが、耐水化の条件である耐震化が完了している施設は16施設のうち、どのくらいあるのか。また、いつまでに全ての施設で耐震化が完了するのか」との質問に対し、「令和6年度までに耐震化が完了している施設は4施設である。また、令和8年度までに全ての施設で耐震化が完了する予定であり、耐水化工事への移行を開始した状況である」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後

とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

人材育成・文化・スポーツ振興 特別委員長報告

委員長 松 澤 正



人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「人材育成、教育改革、文化及びスポーツの振興に関する総合的対策」であります。今回は、「教育改革について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「県立高校は、私立学校とは異なる良さを認識し、中学生及び保護者にきちんと伝わるPRをすべきと考えるかどうか」との質問に対し、「県立高校は、普通科、総合学科、専門学科、芸術系の学科などを含む多様な学校が数多くあり、中学生にとって幅広い選択肢が用意されていることが魅力の一つである。専門高校については、埼玉県産業教育フェアを県内1か所から、中学生にアピールできるよう東西南北に分けて4か所で開催することとした。また、芸術系の学校では、音楽コンサートや書道・美術の展覧会などを毎年開催し、県立高校の良さを周知している」との答弁がありました。

次に、「特別支援学校卒業生の離職率について調査を行っているのか。また、離職した卒業生は再就職ができているのか」との質問に対し、「卒業から3年間は定着状況の把握を行っている。就職後3年間のフォローアップが重要と考えており、仮に離職しても、地域の障害者就業・生活支援センター等と連携しながら再就職の支援を行っている」との答弁がありました。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されております案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます。本委員会の報告を終わります。

八潮市道路陥没事故調査等 特別委員長報告

委員長 宇田川 幸 夫



八潮市道路陥没事故調査等特別委員会における審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されております案件は、「八潮市道路陥没事故対応及び下水道施設の老朽化対策等に関する件」であります。今回は、「事故対応及びこれまでの工事の経過」、「今後の復旧工事」、「振動・騒音、臭気等の環境対策」、「地域住民への対応状況」及び「補償の方向性について」審査を行いました。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、その後、質疑を行いました。

以下、主な論議について申し上げます。

まず、「今年度、下水道事業における国の交付金に関して、本県の当初予算要望に対する内示率は51%である。平成31年度の約94%から年々減少しており、様々な業務に支障が出ている。この急激な減少についてどのように認識しているのか。また、国に交付金の所要額を認めてもらえるよう要望すべきと考えるかどうか」との質問に対し、「近年、国において、下水道事業については、雨水対策などに重点的に配分される個別補助金に移行されているが、本県は重点的な配分となる事業が少ない。さらに、人件費や資材価格の高騰もあって、全国的に要望額が増加しているためだと推測している。また、事故発生以降、積極的に国に提言等を行っているが、引き続き、様々な手法を使って強く働き掛けていく」との答弁がありました。

次に、「被害を受けた県民への補償は、国が対応すべきであるが、現状その制度がない。国での制度化に時間がかかるのであれば、迅速に対応するため、まずは、県が代位して補償することが必要であると考えerかどうか。また、県が補償できない法的根拠はあるのか」との質疑に対し、「補償は、公金の支出であることから公平で客観性のある明確な根拠が必要である。県が代位して補償することができない法的根拠は認識していないが、代位して補償するような仕組みを確立する場合は、しっかりと検討する必要がある」との答弁がありました。

次に、「今回、県は緊急措置として、新方川への下水の放流という極めて例外的な対応を行ったが、地域住民や流域の市町に対し、どのように説明や周知が行われたのか。また、地域住民の不安を払拭するために、どのような取組を行ったのか」との質問に対し、「緊急放流を開始する前に、放流先河川流域の市町に説明するとともに、報道発表やマスコミへの説明を通じて新聞やテレビ等で周知を図った。また、緊急放流中は毎日水質調査を

行い、その結果を県ホームページで公表した。緊急放流終了後は毎週1回程度の水質監視を行い、緊急放流以前の水質に戻った5月14日をもって水質監視を終了した」との答弁がありました。

次に、本委員会の付託案件について、審査を踏まえて発言のあった意見・提言の主なものについて申し上げます。

「リエゾンの専門性や体制の強化、さらには危機の際に、関係機関で情報を一元化できる仕組みづくりが必要である。情報共有の課題について検証を行い、情報連携の強化を図ること。また、その検証や取組の状況を随時報告すること」、「事故の補償対応については、きめ細やかに寄り添った対応を行うため、職員体制も含め十分な体制を構築すること」、「補償は、復旧工事に起因するものに限定せず、生活補償、事業補償を行うこと」などがあります。

次に、本県議会は、国に対し、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、必要な予算の総額を確保するとともに、自治体が必要としている下水道施設の老朽化対策や耐震対策など強靱化のための国庫補助予算を確保し配分することを強く求める「下水道の強靱化予算の確保を求める意見書」及び、国に対し、下水道などの社会資本施設に起因する大規模な事故等が発生し、現場周辺の住民に健康被害や損害が生じた場合及び事業者が経済的損失を受けた場合には、必要に応じて迅速に補償を行うことのできる制度を新たに構築することを求める「社会資本施設に起因する事故等発生時における補償制度の構築を求める意見書」並びに、本県に対し、道路陥没事故による被害を受けている全ての住民や事業者に対し、速やかな補償を行うことを強く求める「道路陥没事故に係る住民・事業者への速やかな補償を求める決議」を本委員会として提出することを求める動議が提出され、採決いたしましたところ、いずれも総員をもって可決されましたので、本委員会委員の連名で提出することといたしました。何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、審査経過の概要について申し上げましたが、本委員会に付託されています案件につきましては、今後とも引き続き審査する必要がありますので、閉会中の継続審査事項として御決定くださいますようお願い申し上げます、本委員会の報告を終わります。